

○鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

平成19年3月16日
鳥取県条例第38号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例をここに公布する。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員(議会の議員及び教育長である教育委員会の委員を除く。以下「知事等」という。)の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)

第2条 知事、副知事及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項に規定する者の受ける給料の額は、別表第1に掲げるところによる。

3 第1項に規定する者の受ける通勤手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「一般職給与条例」という。)第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(第6条において「一般職の職員」という。)の例による額とする。

4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の131、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 第1項に規定する者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(平20条例4・平20条例83・平21条例45・平21条例65・一部改正)

(病院事業管理者の給与)

第3条 病院事業の管理者の受ける給与については、一般職給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の9級の職務にある者の例により知事が定める。

2 前項の規定にかかわらず、病院事業の管理者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(その他の知事等の給与)

第4条 前2条に規定する者を除くほか、別表第1に掲げる者の受ける給与は報酬とし、その額は、同表に掲げるところによる。

2 知事等(前2条及び前項に規定する者を除く。)の受ける給与は、報酬(その他の名称で、これに類する給与を含む。)とし、その額は、前項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。この場合において、勤務の態様により特別の事情のあるものについては、月額又は年額とすることができる。

(知事による検討)

第5条 知事が知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度(以下「給与制度」という。)の改正の必要性について検討するときは、有識者による会議を開催し、その意見を聴くものとする。

2 前項の有識者による会議は、学識経験者又は県民のうち知事の指名に応じた者10人以内で構成する。

3 知事は、有識者による会議において聴いた意見の要点を適切な方法により公表するものとする。

4 前3項の規定による給与制度の改正の必要性の検討は、少なくとも2年ごとに行うものとする。

(給与の支給)

第6条 専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人及びその他の知事等の給与の支給に関しては、知事が別に定める。

2 日額で定められている知事等の報酬は、勤務1日につきその都度支給する。

3 給与の額が月額で定められている知事等が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、当該月の給与を支給しないことができる。

4 第2条第5項、第3条第2項及び前3項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。

(平22条例10・一部改正)

(旅費)

第7条 知事等が公務のため旅行をするときは、旅費を支給する。

2 知事等に支給する旅費の額は、別表第2に定めるもののほか、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)第1条に規定する職員(次項において「一般職の職員」という。)の例による額とする。

3 前項に定めるもののほか、知事等の旅費の支給に関しては、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第8条 旅費のほか、知事等が職務を行うために要した費用は、弁償するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(特別職の職員の旅費等に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号)(2) 特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第97号)

(経過措置)

3 [第2条](#)及び[第4条](#)の規定は、[この条例](#)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き[第1条](#)に規定する知事等である者については、施行日の属する月の翌月の初日以降の給与について適用し、同日前の給与については、なお従前の例による。

4 [第7条](#)の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

5 [知事等の退職手当に関する条例\(昭和37年鳥取県条例第50号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

6 [教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例\(昭和34年鳥取県条例第42号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例の一部改正)

7 [鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例\(平成18年鳥取県条例第8号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(引き続き知事等である者の退職手当の特例)

8 略

(平21条例11・一部改正、平21条例14・旧第10項繰上)

附 則(平成20年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第46号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

附 則(平成20年条例第83号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

2 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鳥取県障害者自立支援法施行条例の一部改正)

3 鳥取県障害者自立支援法施行条例(平成18年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成21年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第45号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月11日から施行する。

附 則(平成21年条例第65号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第10号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

(平20条例46・平20条例83・平21条例11・平21条例45・平21条例65・平22条例10・一部改正)

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 1,207,000円
副知事		月額 900,000円
教育委員会の委員	委員長	月額 191,000円
	委員(教育長である者を除く。)	月額 156,000円
選挙管理委員会の委員	委員長	日額 26,000円
	委員	日額 22,000円
監査委員	常勤の監査委員	月額548,000円を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の 議会の議員のうちから選任	月額 89,000円

	監査委員	された監査委員	
		識見を有する者のうちから 選任された監査委員	月額 228,000円
人事委員会の委員	委員長		月額 191,000円
	委員		月額 156,000円
労働委員会の委員	会長		月額 191,000円
	公益委員		月額 156,000円
	使用者委員及び労働者委員		月額 135,000円
収用委員会の委員	会長		日額 26,000円
	委員		日額 22,000円
海区漁業調整委員会の委員	会長		日額 17,000円
	委員		日額 15,000円
内水面漁場管理委員会の委員	会長		日額 17,000円
	委員		日額 15,000円
公安委員会の委員	委員長		月額 191,000円
	委員		月額 156,000円
専門委員			日額 15,000円以内
附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員			日額 10,200円以内
鳥取県男女共同参画推進員			日額 15,000円
選挙長、選挙分会長及び選挙立会人			国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項 に定める額
審査分会長及び審査分会立会人			最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第18条第2項 の規定に基づき中央選挙管理会が定める額

別表第2(第7条関係)

(平21条例45・一部改正)

区分	鉄道賃	船賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)
				甲地方	乙地方	丙地方	
知事	旅客運賃及び急行料金、特別車両料金並びに座席指定料金	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶(以下「3階級区分船舶」という。))又は旅客運賃の等級を2階級に区分する船舶(以下「2階級区分船舶」という。))による旅行の場合には、上級の旅客運賃)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 11,700	円 3,000
副知事							
教育委員会の委員	旅客運賃及び急行料金、特別車両料金(知事が別に定める旅行に係る場合に限る。)並びに座席指定料金	旅客運賃(3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃)、寝台料金、特別船室料金(知事が別に定める旅行に係る場合に限る。)及び座席指定料金	円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 10,200	円 2,600
選挙管理委員会の委員							
監査委員							
人事委員会の委員							
労働委員会の委員							
労働委員会のあっせん員							
収用委員会の委員							
海区漁業調整委員会の委員							
内水面漁場管理委員会の委員							
公安委員会の委員							

病院事業の管理者								
専門委員	旅客運賃及び急行料金、特別車両料金(知事が別に定める旅行に係る場合に限る。)並びに座席指定料金	旅客運賃(3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃)、寝台料金、特別船室料金(知事が別に定める旅行に係る場合に限る。)及び座席指定料金	円	円	円	円	円	
附属機関の委員 その他の構成員			2,200	10,900	9,800	8,200	2,200	
選挙長								
選挙分会長								
審査分会長								
選挙立会人								
審査分会立会人								
その他の特別職の職員								

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち[国家公務員等の旅費支給規程\(昭和25年大蔵省令第45号\)第14条](#)で定める地域並びにこれらに準ずる地域で[同令第15条](#)で定めるものをいい、丙地方とは、鳥取県の区域を範囲とする地域をいい、乙地方とは、甲地方及び丙地方以外の地域をいう。この場合において、固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。